

令和 2 年（2020 年）4 月 8 日

保護者の皆様へ

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

現在、市内の保育所等においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意した上で保育を実施しておりますが、緊急事態宣言が出されたことを受け、以下のとおり本市の対応を決定しましたのでお知らせします。保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え

保育所等については、保護者が働いており、家に 1 人であることができない年齢の子どもが利用する施設であることから、原則として開所します。

しかしながら、東京都内で感染者数が急増しており、市内でも複数の感染者が確認されていることから、乳幼児及び保育士等の安全確保と保育所等の運営継続のため、規模を縮小して保育を実施することとします。

2 登園自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務で子どもを見ることができるときや、育児休業中や求職中、仕事を休んでご自宅にて保育が可能な場合には、登園の自粛や早めのお迎えなどの対応をお願いします。

（1）登園自粛要請の期間

令和 2 年（2020 年）4 月 8 日（水）から令和 2 年（2020 年）5 月 6 日（水）まで
自粛要請期間中は、一度も登園しない場合でも在籍資格は取り消されません。

（2）届出方法

令和 2 年（2020 年）4 月 15 日（水）必着で「登園自粛届出書兼利用者負担額（保育料）減免申請書」を在籍園に提出してください。

郵送による提出も可としますが、郵送事故の責任は負いかねますので、簡易書留など記録の残る方法をお願いします。

（3）保育料について

市からの要請に基づき登園を自粛された場合で、事前に上記届出を行った方については、4 月 1 日以降、保育所等を欠席した日数に応じて日割り計算を行い、翌月以降の保育料に充当または還付します。減免額の確定及び返還には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめご承知おきください。

八王子市外にお住まいの方については、居住自治体にお問い合わせください。

（4）給食費について

給食費は、保護者が各施設との契約に基づきお支払いいただいていることや、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍園にお問い合わせください。

3 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

現時点では、新型コロナウイルス感染症が発生していない保育所等を含む市内全域での一斉臨時休園を行う予定はありませんが、市内保育所等において、在園児または保育士等に感染者が 1 人でも発生（検査により陽性と診断）した場合は、当該施設を臨時休園とします。

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該園児の保護者に対し、登園を避けるよう要請します。ご理解とご協力をお願いします。

4 感染拡大防止のためのお願い

(1) 子どもの健康観察と健康管理の徹底

現在も、登園前に体温を計測し、子どもに発熱（37.5 度以上）等が認められる場合には、保育所等の利用をお断りする取扱いとしていますが、子どもの体調に少しでも不安がある場合は、無理に登園させずに家庭で様子を見るなど可能な限りのご協力をお願いします。同居家族の健康状態の確認についてもあわせてご協力をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染症についての電話相談窓口

感染症の予防に関することや、心配な症状が出たときの対応など、新型コロナウイルス感染症に関する内容は、以下の窓口にご相談ください。

- ・八王子市 新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター

042-620-7253

対応時間 9 時から 17 時まで（土、日、休日を除く）

- ・東京都 新型コロナコールセンター

多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）による相談

0570-550571（ナビダイヤル）

対応時間 9 時から 21 時まで（土、日、休日を含む）

5 その他

今回の対応については、令和 2 年（2020 年）4 月 8 日時点の取扱いであり、国や東京都の要請や本市の感染拡大状況などにより、登園自粛要請期間の延長や対応を見直す場合があります。

保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、乳幼児、保護者及び保育士等への感染防止のため、また、保育所等の運営を継続し、社会・経済活動を維持していくための緊急的な対応であることをご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。